

平成二十八年八月十日発行  
皇學館論叢第四十九卷第四号  
抜刷

「文禄三年師職帳」について

谷  
戸  
佑  
紀

## 「文禄三年師職帳」について

谷 戸 佑 紀

### □ 要 旨

神宮御師に関する基礎史料として師職銘帳が挙げられる。これは御師の名前などを記載した基礎台帳で、山田三方によって定期的に作成された。この師職銘帳のうち最も古いとされるのが、文禄三年（一五九四）十月に成立した「文禄三年師職帳」である。

従来の研究において、「文禄三年師職帳」の記載内容は、中世後期から近世初頭にかけての外宮御師の実態を示すものとして積極的に利用されてきた。とりわけ、当該期の御師数はここで載せられている数字が根拠となっている。

しかし、これらにおいては、いずれも「文禄三年師職帳」自体への検討は行われておらず、数字のみが安直に利用されているというのが実情である。従って本稿では、現存する写本への検討をもとに、その内容や性格など基本的な事項を明らかにすることを目指した。

第一章では、諸写本への検討を行い、三系統の写本が存在し、それぞれで内容が相違していることを示した。そして、第二章では、記載内容を検討し、これが文禄三年段階で存在していたすべての御師を載せるものではないことを明らかにした。以上から、「文禄三年師職帳」は台帳として不十分な部分があり、これに基づいて当該期の御師数を提示することは不適切であることを指摘した。

### □ キーワード

伊勢神宮 外宮 御師 師職銘帳 文禄三年師職帳

## はじめに

本稿は、「文禄三年師職帳」について考察を行うものである。

神宮御師の研究を行う上で基礎となる史料の一つとして師職銘帳がある。これは町ごとに居住する御師の名前や師職銘などを記載した一種の基礎台帳で、近世においては山田三方の手によって定期的に作成された<sup>(1)</sup>。その中で最も古いとされるのが、文禄三年（一五九四）十月に成立した「文禄三年師職帳」（帳以下、「師職」と記す）である。この師職帳には、外宮鳥居前町（山田）の町ごとにそこに居住する御師の名前が書き上げられており、中世後期から近世初頭の山田に住む御師の数やその分布などを示すものとして利用されてきた。

例えば、大西源一氏は、「御師の数は、文禄三年の師職帳によると、当時山田に存在した、百四十五家の師職銘が挙げられている<sup>(2)</sup>」と述べている。そして、『国史大辞典』においても、師職帳を根拠とする新城常三氏の成果を踏まえ、中世末の文禄年間（一五九二―九六）には伊勢の御師の数は外宮だけで百四十五家に達し、その活動範囲は畿内を中心として、能登・加賀・陸奥・出羽などをのぞく全国に及んだ。

とあるように、御師数を一四五としており、当該期の御師数はこれが通説となっている<sup>(3)</sup>。しかし、同じ文禄三年でありながら一七七とする文献も存在しており、御師数に喰い違いが発生している。従って、今一度、師職帳それ自体に立ち戻って確認する作業が必要であろう<sup>(4)</sup>。

また、久田松和則氏や千枝大志氏らによって、師職帳の記載から特定の御師家の居住地を比定することも試みられるようになった<sup>(5)</sup>。

このように様々な成果において参照されている師職帳であるが、未だ具体的な検討が行われておらず、その内容や性格など基本的な事項に関してさえ不明な点が多い。このため、前述した御師数などの問題が放置されたままととなっている。本稿では、現存する写本への検討をもとに、右に関して明らかにすることを課題としたい。

## 一 諸写本の検討

師職帳の写本は、管見の限り十四本が確認できる【表1】。

【表1】「文禄三年師職帳」の諸写本

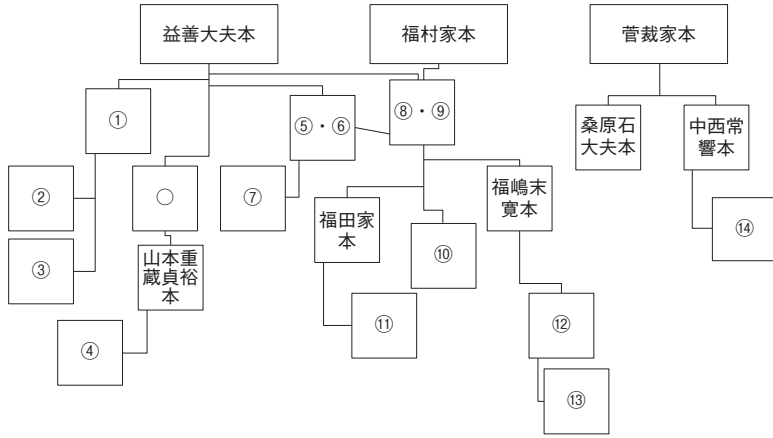
番号	史料名	外題	扉題	内題(巻首題)	書写年	書写人	備考	所蔵先・請求番号
①	文禄三年師職銘帳	文禄三年師職銘帳	なし	文禄三きのへ午年十月廿日 太神宮御師人数之帳	弘化三年 正月二十一日	福村土佐履正	なし	神宮文庫 1門16111号
②	文禄三年師職銘帳	文禄三甲午年師職銘帳	なし	文禄三きのへ午年十月廿日 太神宮御師人数之帳	なし	なし	なし	神宮文庫 1門6346号
③	臈乗	臈乗	なし	文禄三きのへ午年十月廿日 太神宮御師人数之帳	なし	なし	「臈乗」と合冊されている。	名古屋大学付属図書館 神宮鼻學館文庫 175-71D
④	文禄三年師職銘帳	文禄三年師職銘帳 全	文禄三年師職銘帳	文禄三きのへ午年十月廿日 太神宮御師人数之帳	昭和八年三月	尾崎駒吉(印)	なし	神宮文庫 1門17353号
⑤	文禄三年師職帳	文禄三年師職銘帳	文禄三年師職帳	文禄三きのへ午年十月廿日 太神宮御師人数之帳	弘化三年 二月二十三日	北川政武	⑥と合冊されている。	神宮文庫 1門35333号
⑥	文禄三年師職帳	文禄三年師職銘帳	なし	太神宮 御師人数之帳 文禄三甲午年十月廿日	弘化三年 二月二十三日	北川政武	⑨の写本。⑤と合冊されている。	神宮文庫 1門35333号
⑦	文禄三年師職帳附 神宮私略考	文禄三年師職帳／神宮 私略考	文禄三年師職帳	太神宮 御師人数之帳 文禄三甲午年十月廿日・ 文禄三きのへ午年十月廿日 太神宮御師人数之帳	大正十三年 十月十四日	度会時彦(花押) ／六十有七	北川本(⑤⑥)の写本。「神宮私略考」と合冊されている。	神宮文庫 1門7250号

「文禄三年師職帳」について(谷戸)

⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧
神境雑例	山田師職銘帳	山田師職銘帳	文禄三年師職帳	師職名帳		文禄三年師職帳
神境雑例	山田師職銘帳 壹	文禄三年甲午十月／延宝五年丁巳七月／山田師職銘帳	文禄三年師職帳	文禄三年・延宝五年・正徳五年師職名帳		文禄三年師職帳二本合冊
なし	文禄御師人数帳	文禄御師人数帳	文禄三年師職帳二本合冊	文禄御師人数帳	文禄三年師職帳之本合冊	文禄御師人数帳
文禄三年きのへむま十月廿日／太神宮御師人数之帳	文禄三きのへ午年十月廿日／太神宮御師人数之帳	太神宮 御師人数之帳 文禄三甲午年十月廿日	太神宮 御師人数之帳 文禄三甲午年十月廿日	日／太神宮御師人数之帳 文禄三きのへ午年十月廿日	日／太神宮御師人数之帳 文禄三甲午年十月廿日	文禄三きのへ午年十月廿日／太神宮御師人数之帳
(文化二年)	(近代)	なし	慶応二年仲春	なし	天保四年九月二十一日	弘化三年七月四日
(中西常響)	なし	度会正立	孫福氏	なし	御巫権亮清直	御巫尚書清直
「神境雑例」に「文禄三年御師名前帳」という名称で収録されている。	⑫の写本。	御巫本(⑧⑨)の転写本。延宝五丁巳年七月改／会合所・山田師職人数之覚」と合冊されている。	御巫本(⑧⑨)の転写本。	御巫本(⑧⑨)の写本。延宝五年師職銘帳・正徳元年九月師職銘帳」と合冊されている。	⑧と合冊されている。	⑨と合冊されている。
神宮文庫 8門1986号	神宮文庫 1門16822号の 390	神宮文庫 1門3542号の1	神宮文庫 1門5935号	西尾市岩瀬文庫 48函1号	神宮文庫 1門11407号	神宮文庫 1門11407号

書写年をみると、近世後期に集中しており、師職帳がこの時期に見出され、筆写によって流布していたことがわかる。奥書・本奥書などの記述から転写の系統図を作成すると、次のようになる【図1】。

【図1】 師職帳の転写系統



「文禄三年師職帳」について（谷戸）

まず、益善大夫本・福村家本・菅裁家本がそれぞれ祖本となり、三系統に分かれていることを指摘できる。福村家と菅裁家に関しては詳らかではないが、益善大夫については、天保十五年（一八四四）五月の師職銘帳の二俣町のところに平師職家として見える。<sup>(8)</sup> 「三方会合記録」によると、同家は山田三方年寄家である益氏の分家筋にあたるが、絶家によって師職株が他家に移るなどしており、<sup>(9)</sup> 同家の師職帳が山田三方の関係文書として伝来したものである可能性は低いと言わざるを得ない。<sup>(10)</sup> それぞれの内容を比べると、次のような相違が存在する。

### 1 内題の相違

内題をみると、益本系統の写本（以下、益写）では、「文禄三きのへ午年十月廿日／太神宮御師人数之帳」<sup>(11)</sup> というように二行で書かれている。福村本系統の写本（以下、福村写）では、「太神宮 御師人数之帳 文禄三甲午年十月廿日」<sup>(12)</sup> となっている。菅裁本系統の写本（以下、菅裁写）では、二行で「文禄三年きのへ十月廿日／太神宮御師人数之帳」<sup>(13)</sup> とある。名称と年月日は共通するものの、三者それぞれで微妙に異なっていることが確認できた。

## 2 記載方法の相違

次に記載方法をみてゆきたい。「上之郷」の部分为例にすると、益写本は、

上之郷

北弥九郎

北弥吉

北弥七郎

白米屋彦左衛門

白米屋弥左衛門

白米屋彦八

白米屋彦次郎

といったように二段で記載されているのに対し、福村写本・菅裁写本は、

上之郷

北弥九郎

白米彦左衛門

同弥左衛門

白米彦八

同彦次郎

とあるように三段で記されている。この相違は、記載されている御師と並び順に異動があること（後述）を重視すると、転写の過程で加えられた変更ではなく、原本の段階から異なっていた可能性が高い。

## 3 御師数の相違

載せられている御師の数を確認しておく【表2】。

一見してわかるように、三者で御師の数が相違している。特に、益写本と福村写本・菅裁写本の間には三十名ほどの異同が存在している。なお、上掲した大西氏・新城氏は、一四五家としているが、この数字は福村写本の末尾に「合

【表2】 記載する御師数の相違

	益写本	福村写本	菅裁写本
上之郷	7	5	5
上中之郷	9	6	6
下中之郷	12	6	5
八日市場	24	20	20
曾祢	6	5	5
大世古・榎木	20	15	15
一志・久保	24	21	21
宮後・西河原	22	20	20
田中・中世古	13	12	11
下馬所・前野	14	13	13
岩瀨	26	23	24
合計	177	146	145

## 二 記載内容の検討

ここでは、師職帳の記載内容について詳しくみてゆきたい。前章で確認したように、益写本・福村写本・菅裁写本ではそれぞれ記載されている御師に相違があり、さらに、その並び順も異なっている。これを表にすると次のようになる【表3】。記載数の多い益写本を基準として各系統本の異同を示し、御師名の上部にもとの並び順を付した。

百四拾五人」と記載があることに拠ったものであろう。しかし、実際に数えてみると一四六の名前が書かれている。

以上から、写本ごとに一定の相違が存在していることが確認できた。特に御師数に関しては、先行する成果において一四五と一七七という二つの数字が出されていたが、これは依拠した写本の異同に起因していることが明らかとなった。



【表3】 記載されている御師の異同

	上之郷	益写本	福村写本	菅尾写本
		①北弥九郎	①北弥九郎	①北弥九郎
		②北弥吉		
		③北弥七郎		
		④白米屋彦左衛門	②白米彦左衛門	②白米彦左衛門
		⑤白米屋弥左衛門	③同弥左衛門	③白米弥左衛門
		⑥白米屋彦八	④白米彦八	④白米彦八
		⑦白米屋彦次郎	⑤同彦次郎	⑤白米彦次郎
上中之郷		①橋村善左衛門		
		②榎倉新太郎		
		③榎倉仁八		
		④松村善次郎	④松村善次郎	④松村善治郎
		⑤中山甚一郎	①中山甚一郎	①中山甚七郎
		⑥清水文左衛門	③清水又左衛門	③清水又左衛門
		⑦大主新右衛門	②大主新左衛門	②大主新右衛門
		⑧橋村又五郎	⑤橋村又五郎	⑤橋村又五郎
		⑨三村清左衛門	⑥三村清左衛門	⑥三村清左衛門
下中之郷		①吉久左衛門	①吉久左衛門	①吉久左衛門
		②堤半兵衛尉		
		③堤伊之助		

	八日市場		
		④松屋六兵衛尉	
		⑤林治郎吉郎	
		⑥林与三太	
		⑦綿屋彦兵衛尉	②綿屋彦兵衛尉
		⑧孫兵衛尉	③孫兵衛尉
		⑨長熊屋	
		⑩綿屋平兵衛尉	④綿屋平六兵衛尉
		⑪三村宗左衛門	⑤三村宗左衛門
		⑫徳屋清左衛門	⑥徳屋清左衛門
		①幸福平八郎	①幸福平八郎
		②為田重左衛門	②為田重左衛門
		③辻次郎右衛門	③辻次郎右衛門
		④鎰屋藤兵衛尉	④鎰屋藤兵衛尉
		⑤吉沢十郎右衛門	⑤吉沢十郎右衛門
		⑥慶徳弥四郎	⑥慶徳弥四郎
		⑦慶徳藤右衛門	⑦慶徳藤右衛門
		⑧三日市与三大夫	⑧三日市与三大夫
		⑨福嶋茂三郎	⑨福嶋茂三郎
		⑩福嶋三四郎	
		⑪大主源左衛門	⑩大主源左衛門
			⑦福嶋茂三郎
			⑧三日市与三大夫
			⑨慶徳藤右衛門
			⑥慶徳弥四郎
			⑤吉沢十郎右衛門
			④鎰屋藤兵衛尉
			③辻次郎右衛門
			②為田重左衛門
			①幸福平八郎
			⑤徳屋清左衛門
			④三村宗左衛門
			③綿屋孫兵衛尉
			②綿屋彦兵衛尉

「文禄三年師職帳」について（谷戸）

大世古・樅木			曾祢																	
② 谷一郎兵衛尉	① 松田与吉	⑥ 堤三郎大夫	⑤ 春木三郎五郎	④ 馬瀬弥十郎	③ 馬瀬平左衛門	② 谷一郎大夫	① 谷助右衛門	24 山村丸右衛門	23 五富利与三郎	22 為田孫八	21 辻常縁	20 原市蔵	19 幸福小麦右衛門	18 為田儀右衛門尉	17 為田兵大夫	16 福島善右衛門	15 坂市郎右衛門	14 坂喜左衛門	13 慶徳弥左衛門	12 慶徳平右衛門
② 谷一郎兵衛尉	① 松田与吉	⑤ 堤三郎大夫		④ 馬瀬弥十郎	③ 馬瀬平左衛門	② 谷一郎大夫	① 谷助左衛門	20 山村丸右衛門	19 五富利与三郎	18 為田孫八	17 辻常縁	16 原市蔵	15 幸福麦右衛門	14 為田儀右衛門尉	13 為田兵大夫				12 慶徳弥左衛門	11 慶徳平左衛門
② 谷市郎兵衛	① 松田与吉	⑤ 堤三郎大夫		④ 馬瀬弥十郎	③ 馬瀬平左衛門	② 谷市郎大夫	① 谷助右衛門	20 山村丸右衛門	19 五布利与三郎	18 為田孫八	17 辻常縁	16 原市蔵	15 幸福麦右衛門	14 為田儀右衛門	13 為田兵大夫				12 慶徳弥左衛門	11 慶徳平左衛門

一志・久保																				
② 同七兵衛尉	① 福井七郎兵衛尉		20 河村孫大夫	19 松木作大夫	18 奥山弥太郎	17 松田善四郎	16 二本杉左兵衛尉	15 龍新兵衛尉	14 服部宮内	13 二見長右衛門	12 高向源治郎	11 松田十郎兵衛	10 酒屋弥四郎	9 酒屋弥太郎	8 松田与八郎	7 龍伝九郎	6 森伝吉	5 松田治右衛門	4 松田治郎右衛門	3 西村九平二
		13 松田弥左衛門	15 河村孫大夫	14 杉木作大夫				12 龍新兵衛尉				11 村田十郎兵衛尉	10 酒屋弥四郎	9 酒屋弥太郎	8 松田与八郎	7 龍伝九郎	6 森伝吉	5 松田治右衛門	4 松田次郎右衛門	3 西村九平次
		11 松田宗左衛門	15 河村孫大夫	14 杉木作大夫				10 龍新兵衛				9 松田十郎兵衛	13 酒屋弥四郎	12 酒屋弥太郎	8 松田与八郎	7 龍伝九郎	6 森伝吉	5 松田治右衛門	4 松田治左衛門	3 西村九郎治

②③ 祝部宮福	②③ 祝部宮福	②③ 祝部宮福
④ 同兵八郎	② 福田兵八郎	② 福田兵八郎
⑤ 福田宗右衛門	③ 福田宗右衛門	③ 福田宗右衛門
⑥ 福田七兵衛尉	① 福田七兵衛尉	① 福田七兵衛 <small>(ツ)</small>
⑦ 同久吉郎		
⑧ 孫福大夫	④ 孫福大夫	④ 孫福大夫
⑨ 松木長簡 <small>(ツ)</small>	⑤ 杉木長簡	⑤ 杉木長簡
⑩ 杉木味右衛門	⑦ 杉木味右衛門	⑦ 杉木味右衛門
⑪ 丸井甚左衛門	⑧ 丸井甚左衛門	⑧ 丸井甚左衛門
⑫ 祝部源左衛門	⑨ 祝部源左衛門	⑨ 祝部源左衛門
⑬ 正住平右衛門	⑩ 正住平右衛門	⑩ 正住平右衛門
⑭ 正住善五郎	⑪ 正住善五郎	⑪ 正住善五郎
⑮ 久保大夫四郎	⑫ 久保大夫四郎	⑫ 久保大夫四郎
⑯ 藤井孫七郎	⑬ 藤井孫七郎	⑬ 藤井孫七郎
⑰ 藤井孫八郎	⑭ 藤井孫八郎	⑭ 藤井孫八郎
⑱ 二本杉治兵衛尉	⑮ 二本杉治兵衛尉	⑮ 二本杉治兵衛 <small>(ツ)</small>
⑲ 二見孫兵衛尉	⑯ 二見孫兵衛尉	⑯ 二見孫兵衛 <small>(ツ)</small>
⑳ 赤塚七郎		
㉑ 上田三七	⑰ 上田三七	⑰ 上田三七
㉒ 杉村善吉大夫	⑱ 杉村善吉大夫	⑱ 杉村善吉大夫
㉓ 杉村善太郎	⑲ 杉村善太郎	⑲ 杉村善太郎
㉔ 祝部宮福	⑳ 祝部宮福	⑳ 祝部宮福

宮後・西河原

②④ 四頭大夫	②④ 四頭大夫	②④ 四頭大夫
① 足代喜三左衛門	⑥ 杉木宗大夫	⑥ 杉木宗大夫
② 幸田孫兵衛尉	① 足代喜三左衛門	① 足代喜三左衛門
③ 藏田弥兵衛尉	② 幸田孫兵衛尉	② 幸田孫兵衛尉
④ 三頭源兵衛尉	③ 藏田孫兵衛尉	③ 藏田弥兵衛尉
⑤ 堤源助	④ 三頭源兵衛尉	④ 三頭源兵衛 <small>(ツ)</small>
⑥ 幸田半右衛門	⑤ 幸田半右衛門	⑤ 幸田半右衛門
⑦ 足代佐右衛門尉	⑥ 足代左衛門尉	⑥ 足代左衛門 <small>(ツ)</small>
⑧ 足代勝大夫	⑦ 足代勝大夫	⑦ 足代勝大夫
⑨ 三頭文左衛門	⑧ 三頭文左衛門	⑧ 三頭文左衛門
⑩ 幸田孫八	⑨ 幸田孫八	⑨ 幸田孫八
⑪ 祝部治大夫	⑩ 祝部治大夫	⑩ 祝部治大夫
⑫ 龜田四郎兵衛尉	⑪ 龜田四郎兵衛尉	⑪ 龜田四郎兵衛尉
⑬ 松田三郎四郎	⑫ 松田三郎四郎	⑫ 松田三郎四郎
⑭ 椿曾宗左衛門		
⑮ 慶德主馬允	⑬ 慶德主馬允	⑬ 慶德主馬允
⑯ 藤田喜左衛門	⑭ 藤田喜左衛門	⑭ 藤田喜左衛門
⑰ 追沼甚七郎	⑮ 追沼甚七郎	⑮ 追沼甚七郎
⑱ 小禰宜彦 <small>(ツ)</small> 四郎	⑯ 小禰宜彦次郎	⑯ 小禰宜彦次郎
⑲ 山下彦兵衛	⑰ 山下彦兵衛尉	⑰ 山下彦兵衛

「文禄三年師職帳」について（谷戸）

			田中・中世古		
⑤ 豊田左之助	④ 五文字屋四郎	③ 同善七郎	② 同三大夫	① 山田大路お弁	⑬ 綿屋館
⑤ 豊田左之助	④ 五文字屋四郎右衛門	③ 同善七郎	② 同三大夫	① 山田大路お弁	⑫ 綿屋館
⑤ 豊田左之助	④ 五文字屋四衛門	③ 山田大路善七郎	② 山田大路三大夫	① 山田大路お弁	⑪ 綿屋館清兵衛
					⑩ 笠木助三郎
					⑩ 善兵衛尉
					⑩ 五文字屋善兵衛尉
					⑧ 秤屋善大夫
					⑦ 五文字屋六右衛門
					⑥ 熊鶴甚三郎
					⑤ 田中助六
					⑤ 川井孫九郎
					④ 同源五郎
					③ 同与三大夫
					② 同松兵衛尉
					① 高向源六郎
					②② 中津彦太郎
					②① 慶徳太郎左衛門
					②① 瓶子館

			岩渕		
⑫ 同理八郎	⑪ 中西甚治郎	⑩ 中西十郎右衛門	⑨ 三日月権兵衛尉	⑧ 二頭大夫	⑦ 久保倉五兵衛
⑨ 中西理八郎	⑧ 中西甚四郎	⑦ 中西十郎右衛門			
⑨ 中西利八郎	⑥ 中西甚次郎	⑦ 中西十郎右衛門			
					⑥ 久保倉十吉
					⑤ 小田惣兵衛尉
					④ 同与次作
					③ 同理治右衛門
					② 中西平右衛門
					① 中西伊右衛門
					⑭ 河口喜兵衛尉
					⑬ 橋本七右衛門
					⑫ 福田太郎
					⑪ 木沢彦右衛門
					⑩ 前野喜大夫
					⑨ 河北助大夫
					⑧ 寸屋善四郎
					⑦ 角屋善九郎
					⑥ 前田源三郎
					⑤ 河津賀兵衛尉
					④ 橋本七右衛門
					③ 河西伊左衛門
					② 中西平右衛門
					① 中西伊左衛門
					⑬ 河津賀兵衛尉
					⑫ 橋本七右衛門
					⑪ 福田太郎
					⑧ 木沢彦右衛門
					⑩ 河北助大夫
					⑦ 寸屋善四郎
					⑥ 角屋善九郎
					⑤ 前田源二郎
					④ 中西与次作
					③ 中西理次右衛門
					② 中西平右衛門
					① 中西伊左衛門
					⑬ 河津賀兵衛尉
					⑫ 橋本七右衛門
					⑪ 福田太郎
					⑧ 木沢彦右衛門
					⑩ 河北助大夫
					⑦ 寸屋善四郎
					⑥ 角屋善九郎
					⑤ 前田弥次郎

岩 瀨			
⑬ 小田源二郎	⑩ 小田源二郎		
⑭ 丹藏喜左衛門	⑪ 丹藏喜左衛門	⑫ 丹藏喜右衛門	
⑮ 丹藏治郎兵衛尉	⑫ 丹藏四郎兵衛尉	⑬ 丹藏次郎兵衛尉	
⑯ 福市彦五郎	⑬ 福市彦五郎	⑭ 福市彦五郎	
⑰ 岩田彦作	⑭ 岩田彦作	⑮ 岩田彦作	
⑱ 橋本善二郎	⑮ 橋本善次郎	⑯ 橋本善次郎	
⑲ 中西太郎兵衛	⑯ 中西太郎兵衛	⑰ 中西太郎兵衛尉	
⑳ 世儀太郎左衛門	⑰ 世義太郎左衛門	⑱ 世木太郎左衛門	

		⑳ 丹藏与二右衛門	㉑ 丹藏与次右衛門
		㉒ 徳田九左衛門	㉓ 徳田九左衛門
		㉔ 蔵儀右衛門	㉕ 蔵宜右衛門
		㉖ 谷帯刀	㉗ 谷帯刀
		㉘ 橋本五左衛門	㉙ 橋本五左衛門
		㉚ 中西才藏	㉛ 中西才藏
			㉜ 中西次郎
			㉝ 中西孫次郎
			㉞ 徳田九右衛門
			㉟ 蔵宜右衛門
			㊱ 谷帯刀
			㊲ 橋本五左衛門
			㊳ 中西才藏
			㊴ 中西勤次郎
			㊵ 丹藏与次右衛門

## I 記載の不足

異同をみてゆく前に第一に注意したいのは、この師職帳が御師の居住地すべてを載せているか、という問題である。承応二年（二六五三）八月に実施された師職改では、上之郷、上中之郷、八日市場、曾根、大世古・榅木、一志久保、宮後・西河原、田中・中世古、下馬所・前野、岩瀨・岡本といった町々が調査の対象になっている。<sup>⑭</sup>これと比べると、師職帳では、岡本が抜け落ちていることに気づく。この岡本には、山田三方の一員である上部氏をはじめ多くの御師家が居住していたはずであり、ここが載せられていないのは明らかに不自然である。<sup>⑮</sup>従って、この師職帳は御師の居住地すべてを載せているものではなく、その合計した御師数も全体を示すものではないと指摘できる。

また、御師数の問題に関して付言するならば、町ごとにおいても、すべての御師を載せていない可能性が高い。まず、御師として活動していた禰宜家の記載が皆無である。さらに、例えば丸岡氏と村山氏はともに文禄年間の段階で

活動が確認できる御師家であるが、いずれの系統本においても載せられていない。<sup>16)</sup>

右のことから、近世に作成された他の師職銘帳と同じように居住する御師すべてを載せるものとして理解することは誤りであるといえる。

## II 系統本ごとの異同

次に、載せられている御師の異同について考えてみたい。まず気がつくのは、前章で見たように、益写本と福村写本・菅裁写本との間に三十名ほどの御師数の相違があることである。それぞれで並び順が異なることから、転写の過程で起きた欠落とは考えられず、追加または除外されたものであると捉えた方が整合的であろう。もちろん、転写の過程で施された改変の可能性もあるが、後述する異同からは、それを後世において敢えて行う理由も見出せない。やはり、成立の段階から異なっていたと考えるべきである。

ここで手がかりとなるのは、橋村善左衛門（上中之郷①）・榎倉新太郎（上中之郷②）・長熊屋（下中之郷⑨）・坂喜左衛門（八日市場<sup>14)</sup>・春木三郎五郎（曾祢<sup>5)</sup>・堤源助（宮後・西河原<sup>5)</sup>・川井孫九郎（田中・中世古<sup>5)</sup>）といった御師たちの存在である。彼らのうち、榎倉氏・長熊屋（堤氏）・坂氏・堤氏は内宮権禰宜、<sup>17)</sup>春木氏は外宮権禰宜と外宮玉串内人、<sup>18)</sup>橋村氏・川井氏（河井氏）は外宮権禰宜、<sup>19)</sup>をそれぞれ世襲する家々であったことが確認でき、いずれも伊勢神宮の役職を務めているという点で共通している。つまり、この益写本のみに記載されている御師たちは、いずれも権禰宜などの何らかの役職を持つ者たちであると推定することができよう。

そして、成立の前後関係に関して、これをもとに勘案するならば、もともと禰宜が除外されていたにもかかわらず、権禰宜以下の役職を務める御師たちのみを後から追加するとは考え難く、従って、益写本が先行して成立していたも

のと想定される。

一方、益写本に記載のない御師に関しては、

- a、福村写本「松田弥左衛門」(大世古・樺木<sup>13</sup>)・菅裁写本「松田宗左衛門」(大世古・樺木<sup>11</sup>)
- b、福村写本・菅裁写本「杉木宗大夫」(二志・久保<sup>6</sup>)
- c、菅裁写本「中西勘次郎」(岩測<sup>10</sup>)
- d、菅裁写本「中西孫次郎」(岩測<sup>11</sup>)

が挙げられる。特に共通する点も存在せず、福村写本・菅裁写本が作成された際に追加された者たちであると理解しておきたい。

では、福村写本と菅裁写本はどうであろうか。その異なる点としては、

- i、福村写本に載せる綿屋平六兵衛尉(下中之郷<sup>4</sup>)が菅裁写本にはない。
- ii、福村写本の善兵衛尉(田中・中世古<sup>10</sup>)が菅裁写本にはない。
- iii、福村写本の小田源二郎(岩測<sup>10</sup>)は菅裁写本にはない。
- iv、菅裁写本の中西勘次郎(岩測<sup>10</sup>)・中西孫次郎(岩測<sup>11</sup>)は福村写本にはない。
- v、八日市場、大世古・樺木、岩測の並び順が異なる。

が挙げられる。右のような異同に関してうまく説明する糸口は見当たらず、両系統本の関係は不明である。ここでは後考を俟つことにしたい。

### Ⅲ 史料としての性格

この師職帳については、既に千枝氏が「文禄三年の台帳は、私見では同年の太閤検地免除に伴う土地所有者把握台帳の性格が濃厚<sup>20)</sup>」としている。これは作成年に注目し、この年に実施された太閤検地との関わりから導き出された見解で説得力を持つ。しかし、内題に「太神宮御師人数之帳」とあることや、Ⅱで明らかにしたように伊勢神宮の役職を持つ者たちが意図的に除外された形跡があることを踏まえるならば、作成の契機自体は正鵠を射ているものの、「土地所有者把握台帳」とするのは無理があるように思われる。

では、どのように考えればよいのだろうか。残念ながら、その性格を明示する同時代の史料は管見の限り確認できない。ただ、菅裁本を収録する「神境雜例」に載せられた中西常響の手による付記に、

此師職帳ハ菅裁ノ家ニ伝ヘシヲ写タル也、文禄三年ハ御検地ノコトナトモアリテ諸事 御改ニヨリ御公儀江書上シ控ト見エタリ、此内ニ権任家ハ多ク漏セリ、神宮ヨリ書上ケルカ、今考ルニ何事ニヨラス一方ハ名前出シハ重複スルユヘ除キシト見エタリ、又、乱世後ノコトナレハ暫姓名ヲ遠慮セル家モアルヘシ、二百十余年後ノ今知ルヘカラス、適々此一帖ノ残レルニテ古師職ノ家ヲ知レリ、幸ナル哉、とあることが注目される。<sup>21)</sup>ここで常響は、

ア、師職帳は、豊臣政権に提出する目的で作成された御師の台帳の控と考えられる。

イ、権任家の記載がないが、これは伊勢神宮から提出した神職の台帳に権禰宜として載せられたため、その重複を避けたからである。

ウ、記載を憚った御師家も存在する可能性がある。

と指摘している。右は菅裁写本のみから導かれた見解であるものの、福村写本や益写本で確認された諸点にも合致し

「文禄三年師職帳」について（谷戸）



ており、整合的な説明であるといえる。これに依拠して理解するならば、禰宜家の記載がなかったのは神職として別の台帳に載せられていたからで、さらに、益写本と福村写本・菅裁写本との間に確認された相違は、重複を避けるために除外がなされたからであると考えられよう。

以上のⅠ―Ⅲから、この師職帳が文禄三年段階で存在していたすべての御師を記載するものではないことが明らかとなった。また、それぞれの系統本の成立については、益写本が先行してまとめられ、その後、伊勢神宮が作成した台帳との重複を避けるため、新たに福村写本・菅裁写本が作られた可能性が高いことを指摘した。

## おわりに

師職帳について考察を進めてきた。従来の研究では、ここに載せられている御師数を当該期の実態を示すものとして無批判に使用してきた。しかし、現存する写本を確認すると、三種類の系統本が存在し、それぞれで記載に相違があることが明らかとなった。そして、内容への検討の結果、そもそもこの師職帳は、一部の欠落が存在しており、さらに、御師として活動している者すべてを記載するものではないことが浮き彫りとなった。従って、御師数に関する安直な利用は控えるべきであり、近世の師職銘帳とは性格を異にする史料として理解してゆく必要がある。

今後の課題としては、当該期の御師数を改めて概算することが挙げられる。これについては、御師家の史料や近世前期の師職銘帳などを活用することによって見積もることが可能であると考ええる。

注

(1) 師職銘帳のまとまった写本として、「山田師職銘帳」(神宮文庫所蔵、一門三五四二号)がある。これは橋村(度会)正立が近世後期に書写したもので、文禄三年十月から元治元年(一八六四)五月までの師職銘帳(全三十六冊)が集められている。以下、本稿で使用する史料は特に断らない限り、すべて神宮文庫の所蔵である。

(2) 大西源一『大神宮史要』(平凡社、一九六〇年)、三九九頁。

(3) 新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、一九八二年)、七五八頁。

(4) 『国史大辞典』宮家準執筆「御師」項(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二卷、吉川弘文館、一九八〇年)。

(5) 例えば、高橋正彦「解題(伊勢御師 橋村家文書)」(天理図書館善本叢書和書之部編集委員会編『天理図書館善本叢書和書之部六十八巻 古文書集』、天理大学出版部、一九八六年)において、「中世末には外宮所属の御師だけでも一四五家に達した」としている(二六頁)。

(6) 『神道大辞典』の「師職」項(下中弥三郎編『神道大辞典』第二卷、平凡社、一九三九年)。

(7) 久田松和則「西北九州における伊勢信仰の受容と展開」(『伊勢御師と旦那―伊勢信仰の開拓者たち―』所収、弘文堂、二〇〇四年)、八四頁。初出は、「九州地方に於ける伊勢信仰の受容と展開(一)―その実態・参宮者の数と村―」(『皇學館大学神道研究所紀要』第十二輯、一九九六年)・千枝大志「中世末・近世初期の伊勢御師に関する一考察―外宮御師宮後三頭大夫の越前国における活動を中心に―」(『上野秀治編』『近世の伊勢神宮と地域社会』、岩田書院、二〇一五年)、一三九頁。

(8) 前掲「山田師職銘帳」二十七巻。

(9) 「三方会合記録 十」宝暦十一年十一月条(神宮司序編『神宮近世奉養拾要 後篇』所収、吉川弘文館、八一六―八一七頁)。

(10) 前掲「山田師職銘帳」二十六巻。

「文禄三年師職帳」について(谷戸)

- (11) 「文禄三年師職銘帳」(二門一六一―一七号)。以下、益写本の引用は、すべて当本に拠る。
- (12) 「文禄三年師職帳」(一門一―一四〇七号)。以下、福村写本の引用は、すべて当本に拠る。なお、これについては既に翻刻が存している(「神宮御師(宇治・山田)名鑑」、『瑞垣』一一二号、一九七七年)。
- (13) 「神境雜例」収録「文禄三年御師名前帳」(八門一九八六号)。以下、菅裁写本の引用は、すべて当本に拠る。
- (14) 前掲「三方会合記録 五」承応二年八月二十九日条、四六五頁。
- (15) 延宝五年(一六七七)七月の師職改では、岡本には上部氏をはじめ二十名の御師が居住していたことが確認できる(前掲「三方会合記録 五」延宝五年七月八日条、四八六頁)。
- (16) 山田恭大「外宮御師丸岡家の師職経営」(『皇學館論叢』四六卷一―号、二〇一三年)・小林郁「戦国末期における伊勢御師の継承―村山文書を中心に―」(『皇學館論叢』四七卷四号、二〇一四年)。
- (17) 「内宮職掌家譜」(一門一〇九九九号)。当史料は、藪田守良が著した「内宮地下権任系図」に、弘化二年十二月二日付で御巫清直が増補を加えたものである。内宮権任家を中心に様々な家々の系図が収録されている。
- (18) 「考訂度会系図」収録「春木隼人家系」(神宮古典籍影印叢刊編集委員会編『神宮古典籍影印叢刊』5-1 神宮禰宜系譜)所収、八木書店、四三〇頁)。
- (19) 橋村氏については、前掲「考訂度会系図」収録「橋村主膳家系」(五二〇―五二三頁)。これに関しては千枝大志氏の比定に拠った(本研究の視座と課題)表1、「中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織」所収、岩田書院、二〇一一年、二二―二三頁)。また、河井氏については、前掲「考訂度会系図」収録「河井右近家系」(五八七―五八九頁)。
- (20) 前掲注7、千枝論文、一四五頁。
- (21) 「神境雜例」(八門一八九二号)。当史料は、鳥居前町に関する様々な記録・文書の写しを収録した史料集である。末尾に載せ

る嘉永四年（一八五二）九月二十六日付の御巫清直の手による識語によると、これは文化二年（一八〇五）の成立と推定され、編者は岩淵町の年寄家の出身で寛政元年から同十二年にかけて公文内人を務めていた中西常響であるという。

（たにど ゆうき・皇學館大学文学部非常勤講師）

「文禄三年師職帳」について（谷戸）